

## 豊川市予防接種健康被害調査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 市の実施する予防接種により市民が健康被害を受けた場合における適正かつ迅速な救済を図るため、豊川市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を豊川市子ども健康部保健センターに置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市が実施する予防接種に起因すると考えられる健康被害について、市長の諮問に応じ、調査審議するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

### (委員)

第4条 市長は、次に掲げる者を委員として委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人豊川市医師会長
- (2) 一般社団法人豊川市医師会に所属する者であって、その指名を受けた者
- (3) 愛知県豊川保健所長
- (4) 子ども健康部に属する事務を担当する副市長

2 市長は、前項に規定するもののほか、医師であって予防接種による健康被害に特に学識を有すると認める者2人以上を委員として委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、一般社団法人豊川市医師会長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を、豊川市子ども健康部保健センターに置く。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第9条 委員会は、その会議の結果を書面により市長に答申するものとする。

(議事録)

第10条 委員会は、会議ごとにその議事録を事務局に作成させるものとする。

2 前項の議事録は、会長及び会議に出席した委員のうち委員会の指名を受けた2人以上の確認を受けて確定するものとする。

(謝礼金)

第11条 市長は、会議に出席した委員に対し、日額8,600円の謝礼金を支払うものとする。ただし、第4条第1項第3号及び4号に掲げる者並びに同条第2項の規定により委嘱し、又は任命した者のうち国家公務員又は地方公務員である者については、この限りでない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。